

審議会等の会議に係る運用状況報告書

① 審議会名	② 平成30年度中の 会議開催回数	③ 平成30年度中の 会議の延べ傍聴 者数	④ ②の開催回数 のうち非公開とし た回数	⑤ ④で非公開の会議があった場 合、非公開とした理由を下記 (注) から選び番号を記入し てください。	⑥ ⑤で「8.その他」を選択した 場合その理由を具体的に記入 してください。	⑦ 備考
南丹市防災会議	0回	0人	0回			
南丹市国民保護協議会	0回	0人	0回			
南丹市消防委員会	0回	0人	0回			
南丹市情報公開審査会	0回	0人	0回			
南丹市個人情報保護審議 会	1回	0人	1回		8 南丹市個人情報保護条例施行規 則第14条第7項に「審議会の会議 は、非公開とする。」と規定	
南丹市特別職報酬等審議 会	0回	0人	0回			
南丹市行政不服審査会	0回	0人	0回			
南丹市交通安全対策審議 会	0回	0人	0回			
南丹市公有財産の利活用 及び処分等に関する検討 委員会	5回	7人	0回			
南丹市行政改革推進委員 会	0回	0人	0回			
南丹市行政評価推進委員 会	0回	0人	0回			
南丹市建設事業等執行審 議会	0回	0人	0回			
南丹市入札監視委員会	2回	0人	2回	7		
南丹市公共事業再評価審 査委員会	0回	0人	0回			
南丹市総合振興計画審議 会	0回	0人	0回			
南丹市地域創生会議	1回	0人	0回			
南丹市市民参加と協働の 推進委員会	3回	1人	0回			
南丹市景観審議会	2回	0人	0回			
南丹市地域公共交通会議	1回	0人	0回			

審議会等の会議に係る運用状況報告書

① 審議会名	② 平成30年度中の 会議開催回数	③ 平成30年度中の 会議の延べ傍聴 者数	④ ②の開催回数 のうち非公開とし た回数	⑤ ④で非公開の会議があった場 合、非公開とした理由を下記 (注) から選び番号を記入し てください。	⑥ ⑤で「8.その他」を選択した 場合その理由を具体的に記入 してください。	⑦ 備考
南丹市有線テレビ放送番 組審議会	1回	0人	0回			
南丹市環境審議会	1回	0人	0回			
南丹市医療対策審議会	0回	0人	0回			
南丹市国民健康保険運営 協議会	2回	0人	0回			
南丹市健康づくり推進協 議会	4回	0人	0回			
南丹市男女共同参画社会 推進委員会	0回	0人	0回			
南丹市文化センター運営 審議会	0回	0人	0回			
南丹市民生委員推薦会	1回	0人	1回	2		
南丹市立障害者支援施設 運営委員会	2回	0人	0回			
南丹市障害者介護給付費 等支給認定審査会	14回	0人	14回	2		
南丹市地域自立支援協議 会	3回	2人	0回			
南丹市子育て発達支援セ ンター運営審議会	2回	0人	0回			
南丹市地域福祉計画推進 委員会	1回	0人	0回			
南丹市介護認定審査会	0回	0人	0回			
南丹市高齢者福祉セン ター運営委員会	0回	0人	0回			
南丹市高齢者虐待防止 ネットワーク会議	0回	0人	0回			
南丹市有償運送運営協議 会	0回	0人	0回			
南丹市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画策定委 員会	0回	0人	0回			
南丹市老人ホーム入所判 定委員会	0回	0人	0回			
南丹市子ども・子育て会 議	3回	1人	0回			

審議会等の会議に係る運用状況報告書

① 審議会名	② 平成30年度中の 会議開催回数	③ 平成30年度中の 会議の延べ傍聴 者数	④ ②の開催回数 のうち非公開とし た回数	⑤ ④で非公開の会議があった場 合、非公開とした理由を下記 (注) から選び番号を記入し てください。	⑥ ⑤で「8.その他」を選択した 場合その理由を具体的に記入 してください。	⑦ 備考
南丹市農業振興推進協 議会	0回	0人	0回			
南丹市野生鳥獣被害対策 運営協議会	0回	0人	0回			
南丹市の森林を考える会	0回	0人	0回			
南丹市都市計画審議会	2回	3人	0回			
南丹市都市計画審議会 小委員会	2回	0人	0回			
南丹市水道審議会	0回	0人	0回			
南丹市社会教育委員会	0回	0人	0回			
南丹市放課後児童健全育 成事業運営委員会	0回	0人	0回			
南丹市文化財保護審議会	0回	0人	0回			
南丹市伝統的建造物群保 存地区保存審議会	0回	0人	0回			

(注)

- ①審議会名欄には所管されているすべての審議会等の名称を全て記入してください。
- ②平成30年度中の会議開催回数の欄には、開催回数を記入してください。開催されなかった場合は、「0」と記入してください。
- ⑤欄は下記の選択肢より選んでください。
 - 1.法令等により公にすることができない情報に関し、審議等をする場合
 - 2.個人に関する情報に関し、審議等をする場合
 - 3.法人等の事業活動上の利益を明らかに害する情報に関し、審議等をする場合
 - 4.本市等の公正な意思形成に著しい支障が生じるおそれのある情報に関し、審議等をする場合
 - 5.本市等の事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれのある情報に関し、審議等をする場合
 - 6.市民生活の安全に支障が生じるおそれのある情報に関し、審議等をする場合
 - 7.会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合
 - 8.その他